

令和5年度第2回
朝霞市情報公開・個人情報保護審議会議事録

令和5年7月24日

市長公室 市政情報課

会 議 録

会 議 の 名 称	第 2 回 朝 霞 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会	
開 催 日 時	令 和 5 年 7 月 2 4 日 (月) 午 前 1 0 時 0 0 分 から 午 後 1 1 時 0 7 分 ま で	
開 催 場 所	市 役 所 別 館 2 階 全 員 協 議 会 室	
出 席 者	別 紙 の と お り	
会 議 内 容	別 紙 の と お り	
会 議 資 料	別 紙 の と お り	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電 磁 的 記 録 か ら 文 書 に 書 き 起 こ し た 全 文 記 録	
	<input type="checkbox"/> 電 磁 的 記 録 か ら 文 書 に 書 き 起 こ し た 要 点 記 録	
	<input type="checkbox"/> 要 点 記 録	
	<input type="checkbox"/> 電 磁 的 記 録 で の 保 管 (保 存 年 限 年)	
	電 磁 的 記 録 か ら 文 書 に 書 き 起 こ し た 場 合 の 当 該 電 磁 的 記 録 の 保 存 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 会 議 録 の 確 認 後 消 去 <input type="checkbox"/> 会 議 録 の 確 認 後 月
	会 議 録 の 確 認 方 法 委 員 全 員 に よ る 確 認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍 聴 者 0 人	

令和5年度第2回

朝霞市情報公開・個人情報保護審議会

令和5年7月24日（月）

午前 10時00分から

午前 11時07分まで

市役所 別館2階 全員協議会室

1 開 会

2 配付資料の説明

3 議 題

（1）朝霞市情報公開・個人情報保護審議会の今後の運営方針（事務局案）

（2）新規・変更事業の報告について

（3）その他

4 事 務 連 絡

5 閉 会

出席委員（10人）

会	長		加藤隆之
副	会	長	宮原均
委	員		かしわや勝幸
委	員		照屋彰夫
委	員		外山まき
委	員		プラットゆき
委	員		北條清美
委	員		牧野正明
委	員		山内善四郎
委	員		山田正志

事	務	局	市長公室次長兼市政情報課長	奥山雄三郎
事	務	局	市政情報課長補佐	大井田和恵
事	務	局	市政情報課市政情報係長	辻哲弥
事	務	局	市政情報課市政情報係主任	小曾根由香

資料一覧

- ・資料1 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会の今後の運営方針（事務局案）
- ・資料2 個人情報取扱管理簿届出書（新規分の取りまとめ）
- ・資料3 個人情報取扱管理簿届出書（変更分の取りまとめ）
- ・資料4 第1回（4月17日開催）審議会における指摘事項に対する確認
- ・「朝霞市の新しい個人情報保護制度」
- ・「朝霞市における個人情報保護制度の手引き」
- ・「情報公開事務の手引き」

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○加藤会長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、令和5年度第2回朝霞市情報公開・個人情報保護委員審議会を開会させていただきます。

本日、傍聴者は、いらっしゃいますか。

○事務局・小曾根市政情報係主任

いらっしゃいません。

○加藤会長

分かりました。

宮原副会長から、傍聴者について確認事項があるということなのでお願いします。

○宮原副会長

皆さん、少し時間をいただきます。

傍聴に関しましては、今までもいろいろと議論が出ている、そして、コンセンサスもあるところだと思うのですが、若干確認をさせていただきたいことがあります。傍聴の方が、例えばマスコミの方であるとか、それからもう一つは、メモを取るということについて確認をしていきたいと思えます。

メモ等によりまして、あるいはマスコミの方が、ここでの情報について開示される時、それを期待しているわけなんですけれども、そのときにやはり個人情報の問題が出ると思えます。個人情報の問題というのは、会議の中で扱われる個人情報の問題と、私たちはパネルを置いているので、私たち自身の名前があります。そうしますと、誰がこういう発言をしたというようなことを公開している場合には、当然外部に漏れていく可能性があります。その辺について、傍聴者に対して何か注意事項とか、そういうようなことというのは考えなくていいのだろうかということ。

メモを取ることをもし許した場合には、私たちの名前が見えていますので、誰が何を言ったかということをメモに残して、それを外部に伝える。特に、マスコミや何かに伝える可能性がある。そういうことにつきまして、委員の皆様はどういうふうに考えていらっしゃるかと。もし、そういうようなことが起こった場合に、発言に萎縮的な効果が働くという可能性はあると思うのですが。それは大丈夫だよということであるのかどうか、その辺のところを確認をさせていただきたかった。

私たち大学教員の場合には、それなりのメディアを持っていますので、もし名前が出て、そしてそれに対して批判的なことがあった場合にも即座に対応することはできますけれども、一般の市民

の方ですと、なかなかそういうメディアに反論をするというようなことができないと思うんですね、その点についてどうかということ。

それから、市役所の方としてそういうような問題について、一般的にどのように考えてらっしゃるか。傍聴につきましては、オール・オア・ナッシングという形だと思うんですけれども、傍聴を認めるということ、広く行政の内容を知らしめるということは非常にいいんですけれども、生身の人間がやっていることですので、若干の迷惑が掛かったりすることがある。それに対し傍聴者に対して、何かこういうようなことはやめてくださいというようなルール作りとか、現にあれば。調べていないのであれですけれども。その辺のところを確認はさせていただきたいということです。

要するに私が問題提起をしたいことは、傍聴人のメモをどうするかということですね。メモを取るといことになりますと、私たちの名前と発言内容がリンクする形で外部に広まる可能性がある。それについて、委員の皆様方はどういうふうなお考えで、そういうことでいいというふうにお考えになるのか、それとも何か対応策みたいなもの考えた方がいいのかということですね。これが1点。

それから、あともう一つは、傍聴を認めるか、あるいは認めないかということで、多くの場合認めるということになると思うのですが、進行している最中に何か傍聴を認め難いような話題、主として個人情報的なものが多いかと思えますけれども、そのようなときには、加藤会長の適切な裁量で、その場の判断で退出をお願いするとか、そういうようなことでよろしいのか、これ、いちいちそのとき出てきたときに、1回は、一旦は傍聴を認めたのに、もう一度改めて委員の皆様の審議にかけて、この話題はどうだとか、この話題については退出いただくとか、そういうことをやっていると、問題が大きくなるかなと思いますので、この点につきましては、加藤会長に一任して適切な裁量の行使ということでよろしいのかということ、この2点をちょっと確認させていただきかけたということです。

○加藤会長

ありがとうございました。

そうしましたら、まず、事務局の現在の内規、運用実態がどうなっているか、それからほかの会議でも一貫した何かルールがあるのか、その辺をまず教えていただけますか。

○事務局・辻係長

傍聴に関しては、会議の公開に関する指針などで定めておまして、注意事項は、各会議体によって少し変わってくる場所はあるかもしれないのですが、基本的に、手続は係員に申し出てくださるか、先着順で許可しますとか、係員の指示に従い入場してくださいとか。会議の遵守事項として、会議の妨害をしないこととか、許可なく撮影又は録音をしないこととか、会議を軽視するよ

うな行為をしないこととか。あとは、遵守事項に違反した場合は、会長から注意されてもなお改めない場合は、退場していただくとか、あと、元々の会議を非公開にする場合は傍聴できませんという共通の注意事項というのは定めてはあります。

あとは、会議体によって少し、その会議の中でこういう傍聴要領を定めますというのを決めている形になるので、標準的なものは指針として出しているのですが、細かい部分は各会議体にお任せしているところです。

以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から、もし御意見ありましたらお願いいたします。

○外山委員

そもそも、この会議というのは、この日に情報公開・個人情報保護審議会がありますよというのは、ホームページなどで告知等はしているのでしょうか。そもそも、傍聴される方がいるというのは、この日に、この時間に、この情報公開・個人情報保護審議会があるということが分からないと、傍聴者の人も来ないと思うのですが、どこかに公表されていたり、傍聴しに来てくださいというようなお誘いをしているのでしょうか。

○事務局・辻係長

ホームページに会議予定を出しているのと、あとは、市政情報コーナーに会議の開催通知を置いております。それ以外には、個別で来てくださいという御案内は、特にはしていないところの会議が大多数かなと思います。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

補足で、会議の事前公開ということで、通知を7日前にホームページに掲載をしております、その中で会議名、あるいはその審議の内容、公開・非公開の明記をして、市民の皆様にお知らせをしているような状況になっております。

○加藤会長

はい、お願いします。

○かしわや委員

傍聴規程の方、今お伺いさせていただきましたけれども、報道や外部発信に関しては口外をしないというような部分が引っ掛かってくると思うのですが、例えば、個人情報に関わるところで、この個人情報名ですよ。諮る工夫が出てきた場合に、そのときの会議を非公開にすると規定をするということは、特にこれは問題ないことですか。

○事務局・辻係長

個人情報が含まれている会議に関しては、例えば会議の冒頭で、今日はこういった個人情報が含まれていますので非公開としますというような形で会長に諮っていただいたりして、会議の公開、非公開を定めています。あとは、一部を非公開にするというパターンもありますので、そういった場合は、ここから非公開になりますということで、審議会の会長から伝えていただいて、もし傍聴人の方がいらっしゃったら、その場だけは出ていただくといった形になっているかなと思います。

以上です。

○かしわや委員

はい、分かりました。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

補足なのですが、やはり審議会で扱う議案等が、議事等が複数ある場合、その一つの項目について、個人情報を扱ったり非公開にするということで、議事によって、三つ議事があった場合、一つを非公開にする。そういった運営も行っております。ですから、その議案ごとに公開、非公開というのを審議会の中で諮って決定しているような状況になっております。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

○牧野委員

私の個人的な見解で申し上げますと、我々委員自体も、名前は非公開の状態で開催されていると私は認識しております。この会自体で、特定の個人の情報について審議するわけではございませんけれども、市としての情報公開の制度の提案とか、そういうものについては審議することが多々あると思います。その過程の状態を、本当に皆さんに情報公開する必要性が本当にあるのだろうか。そういうものよりも、結果こういうふうになりましたということの流れを流せば、十分ではないのかなというふうに思いますので、私自身は、この場に傍聴者を参加させるというのは、余り必要性がないような気がしているのですが、その点は私だけかもしれませんけれども、そういうふうに私自身は思っております。

以上でございます。

○事務局・辻係長

一応、審議会等に関しては原則公開という立場をとっております。皆様の、委員の方のお名前だとか、どこから選出されているかというのも、市政情報コーナーで公開させていただいております。

ほかの会議体からも、やはり、自由な発言ができないから委員の名前を余り載せてほしくないとい

いう意見も多々あったりはするんですけども、現在ですと、市全体として、全て委員の名前を非公開にするというような話は、まだそこまでは考えていなくて、原則公開するという中で、会議体によってどこまでやっていただくかを、それぞれの会議体で検討していただいているというところまでございまして、市政情報課が、全ての審議会についてどのようにするかというところまで、全て統一的な見解を出しているところではなくて、原則公開というところで、ほかの会議体にも案内をしているというところでございます。

以上です。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○照屋委員

私は、この会議を公開するというのは結構なことだと思うのですが、先生方から御指摘いただいたように、発言者の名前、これをやはり秘することというのは、昨今の状況から考えていきますと、やはり大切な何らかの秘する策を講じていくべきではないかと。特にメモという具体的な名前が出ていますけれども、メモについてもやはり遠慮してもらおうというようなことを、きちっとしておくということが必要なのかなというふうに私は思います。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○外山委員

やはり、私個人は市議会議員という立場なので、名前をいつでも公表しているので、全然抵抗感はないのですが、やはり市民の皆様は、いろいろと個人のメモ程度だとどこまで影響力があるかというのは分からないのですが、取材に来られた方や記者は、普通、お仕事ですとこういうふうにプレートがあったとしても、一応、書くときは名前を載せていいですかとか、個人の方に確認は取るかなとは思っているのですが、基本的に取材の場合は、きちんと個人の方に名前を載せていいかというのは確認するよというふうなことは最低限やっておいた方がいいかなとは思っています。

あと個人の方のメモまで名前を書かないようにしてくださいというふうにするかどうかということですね。傍聴者の方がどういう方かということも、こちら側が把握してそういうふうにするのか、それとも、最初から全て名前はメモしたりしないようにしてくださいというふうにするのかどうかという問題だとは思っているのですが。こちらは審議委員の皆様、個々の御要望というのものもあるんじゃないかなとは思っています。

私個人は、聴かれたら、私はいいです。名前を出していいですよというふうには答えますけれども、その確認をきちんとするのかどうかという問題と、あとは、そもそも確認を取らないまでも、やめてくださいというかどうかという問題なのかなと思います。

○山田委員

私は、この会議の中での議事というのが、透明性も考えた上では傍聴者についてはいいのかなと思います。ただ、傍聴者が外にどのような内容で発信するのかというのは怖いところではあるので、やはり傍聴者が外にその情報を出さないように。出すときには、内容を確認するようなことをしていただければ、傍聴に関して私も一切問題ないと思うのでいいかと思います。

以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

○山内委員

今の意見に付随するのですが、傍聴者の方がどういう人だったというのは、確認はできるのでしょうか。お見えになったときに。

○事務局・辻係長

事務局の辻です。

傍聴者がどういう方かという確認は、基本的にできないというか、しないです。お名前や、どういう目的で来たのかというのも、特に伺ったりはしないですね。

○山内委員

それで、そういう把握はできてないということですね。

○事務局・辻係長

傍聴者の方は、来た方をそのままお連れして入れるという流れになっていまして、その方の情報というのは、こちらでは把握はしていません。

以上です。

○山内委員

その辺の検討をもう1回していただいた方がよろしいかなと、私自身は思っています。

ただ、私もここに委員として推薦いただいたのは、私は自治会連合会として今出ているわけで。本来は、自治会の会長をやっている、自治会の会長が集まって連合会という会ができています。その中で、この会に山内が出ると、この会は誰が出るということで連合会の中で検討した結果、選ばれているという感覚がありますので。今の話ですと、誰が来ているか分からないような所でいろんな話が出て、それを例えば今のところないみたいですけども、変なものが飛び出るよう

なことにあっては困るかなと思っていますので、その辺の検討を少ししていただければよろしいかなと私自身は思っています。

○加藤会長

ありがとうございました。

ほかに、いかがですか。

○牧野委員

同じような意見で、作為的にこういう特殊なものに対して参加されたいという人の意図ですね、その考えと、作為的な行為をされないという保障が、全くもって僕はないと思っています。だから、逆にこういう特殊なものについては、やはり傍聴者というのは、ある程度押さえないといけないのかなと。

特に、最近そういう人が余りにも多くなりつつあるというふうに思っていますので、そこら辺は、市としてもやっぱり検討された方がいいのではないかと、私は個人的には思います。

以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

○かしわや委員

先ほど問題提起をされたばかりで、皆さん団体だとかいろいろ御意見があると思うので、一回、これは継続にして持ち帰っていただいて、次回のときに検討するというところでいかがですか。

今回のこの審議会の方には、特に問題ないと思いますのでちょっと提案させていただきますけれども、いかがでしょうか。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

次回までにも間に合うのかどうか。これは、非常に難しい問題だと私は思うんですね。

そもそも出発点として、私が思うのは、皆さん委員になられたという時点で、正式な名称は忘れましたが、身分がやっぱり変わるんですね。そこで税金が使われて、当然皆さん委員になっていますから、報酬が発生していますので。となると基本的には、普通の一般人という身分ではないです。ですから、基本的にこういう会議体はなるべく公開しましょうという姿勢が、やはり原則あるんですね。それを皆さん、一般市民の人に知っていただいて、会議内容を検証していただくということが大事だということが基本ベースだとは思いますが。

昨今、私も大学の教員をやっていますからよく分かりますが、正直言って、冗談じゃないぞとい

うような、一方的に学生に言われるとかたくさんありますので、皆さんが懸念していることはよく分かります。ただ、そちらが原則ではないので、まず、その基本ラインをしっかりと認識はしていただきたいなと思います。

恐らく、この傍聴者の件を除くと、この会議体に関しては、基本的にここが出している会議の報告書がありますよね。これを皆さんに知らしめていると。そのときに名前を書いてないわけですよ。名前を書いてないにもかかわらず、従来は、録音も認めていたわけですよ。私は、それはおかしいのではないかとということで、それはやはり駄目だろうと。そこまでされてしまうと、結局、出すなどと言っても出されたら終わってしまいますから。悪意者を防ぎようがなくなってしまうわけですよ。

そうすると問題なのは、皆さんのおっしゃっている意味もよく分かりますので、なるべく皆さんが自由に発言はできると。だけれども、公開維持という原則も図るところで、どこまでやっていいかという線引きがやはり難しくなってくると思うんです。

もう一つ非常に問題なのは、そのルールを本当にここだけで考えるべきなのかということです。朝霞市で行われている会議全体として考えるべきだと思うんですね。ほかにもっと機微情報を扱っているような会議体もたくさんあると思うんです。

ある意味ここは、特に今年から性質変わったこともあります。非常に比較的安全なことが多いので、内容としては。ほかの会議体は、もっと大変なところもあると思うんです。全体を含めて、朝霞市全体として内規を作っていただくということの方が、私個人はすごく重要ななと思っています。それは、私の力でできることではございませんので、内部的にそういう方向で調整をなるべく図っていただくと。向こう1年間ぐらいは、私の方で適宜、皆さんの意向を伺いながら傍聴人に対しては対応させていただくということではいかがでしょうかというのが私の意見ですけれども、事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

今、委員の皆様から頂いた御意見、また、加藤会長からも頂いた御意見、双方お聴きしまして、私もなるほどなという部分も多々ございましたので、現在、会議の公開の指針等を市全体として定めておりますので、その中でどういった対応ができるのかというのを少し検討しながら、会長、副会長と相談しながら、次回に何かしら提案できればなというふうに思っております。

○加藤会長

ありがとうございました。

本日は、傍聴者がいらっしやらないということですので、この後、もし傍聴者が来た場合、またすいません、皆さんに御相談させていただくことにしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

◎2 配付資料の説明

○加藤会長

それでは、審議に入る前に事務局から報告事項と、配付資料及び本日の予定について説明がありますので、よろしく申し上げます。

○事務局・大井田市政情報課長補佐

審議に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。

本審議会は、委員の過半数を満たす委員が出席されておりますので、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

次に、配付資料の確認です。

まず、委員の皆様事前に送りました会議資料ですが、会議次第、それから資料1、資料2、資料3、資料4となります。不足等がありましたら、お申し出いただければと思います。

また、本日、皆様の机の上に緑色の入ったリーフレット「朝霞市の新しい個人情報保護制度」をお配りしています。こちらにつきましては、前回の会議で御意見をお伺いしたのですが、その後、出来上がりましたので本日お配りしました。ありがとうございました。

それから、ファイルに入ったもので「個人情報保護制度の手引」、それから「情報公開事務の手引」です。まず、「個人情報保護制度の手引」ですが、こちらは、4月から個人情報保護法が市にも適用されることになったために、加藤会長に執筆をお願いし、出来上がったものです。

それから、こちらのオレンジ色の「情報公開事務の手引」ですが、こちらは、個人情報保護法が適用されたことを受けまして、宮原副会長にこれまでの冊子の内容を、見直しをお願いいたしまして出来上がったものです。

ちょっと色が違っておりました、グレーでした。すみません。

加藤会長、宮原副会長、ありがとうございました。

次に、本日の予定についてですが、会議次第の3「議題」を御覧ください。

「(1) 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会の今後の運営方針(事務局案)」から(3)その他となっております。その後、会議次第の4「事務連絡」となっております。

最後に、本日の審議会において、会議録作成のため、御発言の際にはお名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いしたいと思います。

報告事項、配付資料及び本日の予定については、以上です。

それでは、議事の進行を加藤会長に申し上げます。

◎3 議題 (1) 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会の今後の運営方針(事務局案)

○加藤会長

それでは、議題の審議に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、議題(1)「朝霞市情報公開・個人情報保護審議会の今後の運営方針(事務局案)」について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局・辻係長

資料1を御覧ください。

令和5年4月から、個人情報保護法に基づいた全国共通のルールで個人情報を取り扱うため、これまでのように、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について典型的にこの審議会に諮問することはできず、審議会へ諮問できるのは専門的な意見を聴くことが特に必要なときということで限定されました。

事務局では、今後の運営方針として、個人情報の取扱状況等について、審議会の皆様へ定期的に報告することとした事務局案を作成いたしましたので、御説明します。

まず、1を御覧ください。

これまでの会議で「①委託先(再委託先を含む)の管理・監督に関する報告」、それから「②職員への研修に関する報告」について審議会から御要望がありましたので、この2点については、1年分を取りまとめまして、翌年度の最初の会議で報告させていただきたいと思っております。

次に、2を御覧ください。

こちらは、4月から運用を開始している個人情報取扱管理簿について「①新規事業」と「②変更事業」について毎会議報告させていただきたいと考えております。

「②変更事業」については、要配慮個人情報を収集した場合や、委託、目的外利用、外部提供、オンライン結合を行った場合に報告させていただきたいと思っております。

「③運用状況(公開請求件数等)」というのは、当年度まとめて年1回報告させていただこうと考えております。

続きまして、3を御覧ください。

各課で行う委託に関してですが、委託業務に関してですけれども、「①委託先への実地検査(書面検査)の実施状況」、それから「②委託先のプライバシーマーク・ISO27001の認証取得状況」を半年ごと又は翌年度の最初の会議で報告させていただきたいと考えております。

最後に、審議会の開催についてですが、これまで審議会の開催は、年4回程度だったのですが、上記の1から3の報告すべき件数を勘案して、加藤会長、それから宮原副会長と相談した上で、回

数については決定していきたいというふうに考えております。

情報公開・個人情報保護審議会の今後の運営方針の事務局案については、以上です。

これにつきましては、委員の皆様のお意見を聴かせ願えればと考えております。

以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

何か委員の皆様から、御質問等ございますでしょうか。

○かしわや委員

この運営方針に関してのことではないのですが、年1回、公開請求ですか、こちらの方を説明するというような、報告するということなのですが、例えば昨年度、公開請求が何件ぐらいあって何ページぐらいというのがあると思うのですが、確認してもよろしいですか。

○事務局・辻係長

公文書の公開請求については、実施機関が市長とか教育委員会とか市議会とかいろいろあるのですが、全て含めまして令和4年度については、全60件、255文書の請求がありまして、その中での公開が43文書、部分公開が173文書、非公開が38文書、取下げが1文書という形になっております。

以上です。

○かしわや委員

分かりました。ありがとうございます。

○加藤会長

ほかに、いかがでしょうか。

○照屋委員

一つ御提案があるのですが、「審議会から要望があった事項」で報告事項の一つとしてですね、「職員への研修に対する報告」というのがあるのですが、これに加えて、この個人情報の保護を管理なさっている管理者の方への研修の状況を御報告いただくと良いのではないかなと。というのは、この制度の一番の肝というのは、やっぱり管理者の方がどう部下を指導しているかということだと思うので、この方たちの教育、研修というのはどうなっているかというのは、きちんとされた方がいいのではないかと思うのです。

以上です。

○加藤会長

お願いします。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

基本的に、研修を行っているのは、文書の取扱いの担当者をベースにして行っております。文書の管理者は、基本的には所属長が文書の最終的な管理者になっておりまして、そういった者に対しての研修というのは、毎年度行っている状況ではございませんでして、管理職研修の中で様々なマネジメントだとかコミュニケーションだとか、そういった研修を職員課で行っていることはあるのですが、特に市政情報課でそういった所属長に対しての個人情報の保護に関する研修というのは、特に今までも実施はしていないような状況です。

○照屋委員

ということは、管理者の方は、部課長がなられると。その人たちが部下の個人情報の管理ということをご指導していくということになりますけど、管理者になられる方の教育というのは、いつ、どこで、どのぐらいのものをやられるのでしょうか。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

そういった所属長に対する研修等については、やはり大きな改正等があった場合にはですね、そういった研修を行うケースがございます。例えば今回、条例が改正されて個人情報保護法が改正になった場合については、全職員を対象に加藤会長に講演をお願いして、所属長も含めて学んでいただいて、内容を把握してもらおう取組というのは、しております。

○照屋委員

関連してもう一つだけちょっとお聴きしたいのですが、当然、朝霞市は業務の監査を年に1回か、何年かに1回なさっていると思うのですが、その中で、この個人情報の管理の仕方等々のものというのは、監査対象になっておられるのでしょうか。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

市の事務の監査につきましては、監査委員事務局で行っておりまして、年2回あります。定例監査という年度途中に行うものと、決算監査といいまして前年度の事業に対する監査は行われるのですが、それは、あくまでもその部署の行っている事業に対して、監査委員から様々な視点で確認が行われている状況でして、特に、個人情報の保護の制度に対する監査という視点では実施はしていない状況です。

○加藤会長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

◎3 議題 (2) 新規・変更事業の報告について

○加藤会長

次に、議題(2)「新規・変更事業の報告について」、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・小曾根主任

それでは、資料の2を御覧ください。

以前、1月の審議会の際に説明をさせていただいたのですが、令和5年3月末に朝霞市個人情報保護条例を廃止したことに伴いまして、これまでの個人情報取扱事務登録簿に代わって、4月からは個人情報取扱管理簿において市が取り扱う個人情報を管理することになりました。

昨年度中に個人情報取扱管理簿への移行準備を行って、4月から運用を開始したところです。

今回は、4月以降に新たに登録したものと変更があったものについて報告をします。

資料2は、新規分として提出された届出書をまとめたものです。

まず、1ページ目の一つ目の「消防団運営事業」ですが、こちらは、消防用の準中型自動車運転免許取得費補助金交付制度を設けたことに伴い、登録をしたものです。

補助金交付対象者には、「消防団の分団長が推薦した者」という条件があるため、消防団長が団員の情報や推薦理由を推薦書に記入して、補助金交付を受ける者が補助金交付申請書と併せて提出することで、危機管理室が個人情報を収集します。

次に、その下の「男女平等推進事業」を御覧ください。

こちらは、「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を4月1日から開始したことにより、登録したものです。

「氏名」や「住所」などは、届出書に記入してもらうことで収集し、「電子メールアドレス」はメールで手続の一部を行う方から収集をします。

続きまして、2ページを御覧ください。

「鳥獣・害虫管理事業」です。

朝霞市浜崎ドッグランを開始し、利用する方から事前に利用登録をしてもらうことにより、個人情報を収集するものです。

ドッグランの利用ができるのは、18歳以上の登録者とその家族であること、また、中学生以下の家族が利用する場合は保護者が同伴することとしていることから、年齢を確認するため、「生年月日」、「年齢」を収集しています。

次に、その下の「再生可能エネルギー普及推進事業」を御覧ください。

こちらは、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている方への生活支援や、地球温暖化対策への意識啓発を図ることを目的として、省エネエアコンへの買替えを行う方に対して補助金を交付する

ため、個人情報収集するものです。

補助金交付申請書兼実施報告書に記入をしてもらうことにより収集するほか、住民基本台帳に登録されていることや市税等の滞納がないことが条件となっているため、本人同意の下、他課から目的外利用を行います。

また、申請書の確認や入力作業は、委託した派遣会社の社員が庁舎内で行います。

続きまして、3ページを御覧ください。

「(仮称)福祉複合施設建設事業」です。

こちらは、(仮称)福祉複合施設建設に当たって、住民説明会等の開催通知を郵送するため、自治会町内会長の「氏名」、「住所」、「電話番号」を目的外利用して収集するほか、パブリックコメントや住民説明会で出された意見について、業者に委託して取りまとめを行います。

次に、その下の「都市計画総務事務事業」を御覧ください。

こちらは、朝霞市立地適正化計画の届出制度に関するものです。

立地適正化計画は、都市機能誘導区域に都市機能を有する施設を誘導・集約することなどを目的としており、区域外における一定規模以上の開発行為、建築行為などを行う場合は届出が必要となったため、届出書に記載してもらうことで個人情報を収集するものです。

届出は個人、法人どちらでもできるため、法人の場合は、担当者和その勤務先である法人名等を記載してもらいます。

続きまして、4ページを御覧ください。

「特色ある学校づくり支援事業」です。

こちらは、ICT支援員の採用に当たって個人情報を収集するものです。

続けて、変更届について御説明しますので、資料の3を御覧ください。

資料3の1ページ、一つ目は「市民葬事業」です。

令和5年度の外部委託の業者が変更になったことにより、変更を行いました。

外部委託の事業者一覧は、別紙を添付しています。

次に、「地域福祉計画推進事業」は、地域福祉計画推進委員会委員を、朝霞市自治会連合会などから推薦してもらうため、目的外利用の収集先を追加しました。

続きまして、「総合福祉センター管理運営事業」は、総合福祉センター運営協議会の委員を、朝霞地区保護司会朝霞支部から推薦してもらうため、目的外利用の収集先を追加すると同時に、委員構成の変更により、これまで登録していた目的外利用の収集先を削除しました。

2ページを御覧ください。

「空き家対策事業」は、福祉部局が把握している空き家等の所有者や管理者について、福祉部局

から空き家対策部門へ情報提供を行うことが可能である旨が国土交通省から通知されたことを受けまして、目的外利用の収集先を追加しました。

最後に、「監査委員運営事業」は、埼玉県表彰候補者の推薦を行うことになり、推薦書に「本籍」の記載欄があることから、外部提供先と個人情報取扱項目を追加したものです。

新規、変更事業の報告については、以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から御質問等ございましたらお願いします。

○外山委員

資料2の3ページの「(仮称)福祉複合施設建設事業」の方ですけれども、こちら、福祉の複合施設が今度建設されるということで、それに当たってパブリックコメントや住民説明会の開催通知を自治会町内会長に郵送するためや、パブリックコメントの意見の取りまとめを大日本コンサルタント株式会社というところに外部委託するためということで、目的外利用の収集先、あと外部委託の委託先に、それぞれ「自治振興事業」と「大日本コンサルタント(株)」というふうにするということらしいのですが。

これは、パブリックコメントを取りまとめるときは、委託先にパブリックコメントをした方の氏名、住所とか勤務先とかも渡すということなののでしょうか。どのようにパブリックコメントは、取りまとめるのでしょうか。基本的に私のイメージとしては、パブリックコメントは意見を取りまとめるということなのかなと思ったのですが、その人の氏名とか住所も外部委託先に渡すということの必要性はあるのかなと思うのですが、ここはどうなのでしょう。

○事務局・辻係長

パブリックコメント自体のやり方は、実施する課とか実施する事業によってやり方が違うので、一概には言えないんですけども、恐らく、この大日本コンサルタント株式会社というところに、パブリックコメントの実施も含めて全て委託してやっているのかなと思います。例えば委託をしない場合で、我々が自分たちの課でやる場合は、その課に対してメールとかFAXとか、多分そういった形で意見を出してくれるという形になるので、その課だけなのですが、恐らく委託の内容というか、この大日本コンサルタント株式会社に、委託の内容として、パブリックコメントの実施の支援とか住民説明会の開催の支援というのも全部含めて委託している形になっているので、委託業務の中の一つとして含まれているので、ここに入れてきているのではないかなと考えております。

以上です。

○外山委員

それでは、そもそもパブリックコメントを募集するところから外部に委託をしているから、そこに市民の方が送るので、結果的に収集先がそっちになるという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局・辻係長

具体的にどういった形でパブリックコメントを行うかというのは、すみません、我々も把握してなくて、実際、これは福祉相談課というところがやるのですが、福祉相談課でもどこまで、どういった形でやるかというのまで話が詰まっているかは、すみません、こちらも分からないのですが。恐らく、そういうのも含めて意見を収集するのも含めて、全て委託しているので、ここに載せてきたのではないかなと考えています。

以上です。

○外山委員

分かりました。

全部集めるところから外部委託にするというのなら分かったのですが、こちらで集めておいて取りまとめを外部委託に委託する場合、氏名、住所、勤務先まで委託する、渡すというのは違和感があったので質問したのですが。外部委託を収集の段階からやるかもしれないからこうなっているという、そこをちょっと確認はしていただきたいんですけども。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

今、外山委員から御指摘いただいた、確かに意見を収集して発表する場合、こちらの住所、勤務先、氏名等というのは必要ない項目かと思えますので、福祉相談課には、どのような方法で今回パブリックコメントを行って、それをどういう形でコンサルタントに委託をするのか確認した上で、もし必要がなければ、こういった項目について再検討をしていただくよう、こちらからも要請はしたいと思えます。

○加藤会長

私も、個人的には個人情報保護の問題というよりは、委託そのものの在り方に若干疑問がなくはないような気がいたします。パブリックコメントは、市町村レベルだとそれほど来ないと思うので、ダイレクトにその課にコメントを寄せてくださいねというやり方で実施すればよくて、多分ほとんどはそうやっていると思うんですね。事業全体の説明会から何からそこに投げてしまうやり方は、根本的なやり方の方にちょっと疑問があります。それは我々の役割ではないですが、それが少しどうやっているのかなという疑問は、確かにあるなと思いましたので確認していただければと思います。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

会長からも御指摘いただいたので、福祉相談課には実施方法を含めて確認はしたいと思えます。

○加藤会長

すみません。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○外山委員

資料3の2の方で、こちら都市建設部に聴かないと分からないかもしれませんが、「空き家対策事業」の方で、2ページ、「空家等対策の推進に関する特別措置法」というのが、今年の6月に改正されたんですね。改正されて、「空家等の所有者に関する情報の内部利用について、福祉部局から空家等の対策部局に情報提供することが可能である旨が国土交通省から通知された。」ということで、これに基づいて、「福祉部局等が把握している空き家等の所有者又は管理者について」、目的外利用ができると。福祉部局が、恐らくアウトリーチや何かでお家へ行ったときに、ここは空き家だとかそういうことを把握していたら、それを空き家対策の都市建設部に情報提供できるということだと思うのですが。

こちら、調べてみたら今年の6月14日に改正されたと思うのですが、空家等対策の推進に関する特別措置法の10条1項、市町村長の権利についてなんですが、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」ということで、ここ自体は、別に今回の改正案では以前から変わっていないんですね。以前から目的外利用ができるということだったのですが、恐らくこれまでは個人情報保護法の多分足かせがあったから、取りあえず国土交通省からわざわざ今回、これができるからやってねということが通知されたのかなと推測されるのですが。以前はやっていなかったけれど、今回はやるという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局・辻係長

そうですね。以前はやっていなかったのですが、今回はやるということで変更の届出をしていたところなんです。

以上です。

○外山委員

分かりました。

では、一応今回の改正案を見ると別に以前から変わっていないのですが、今回は、取りあえず国土交通省から通知されたので、もう1回こういう情報を福祉部局から都市建設部が収集しますよという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局・辻係長

おっしゃるとおりの認識で問題ないかと思います。

以上です。

○加藤会長

ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 (3) その他

○加藤会長

そうしましたら、最後、議題3の「その他」について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・辻係長

その他についてですが、資料4を御確認いただければと思います。

前回の審議会で御指摘があった2点について確認を行いました。

まず①ですけれども、保育課の保育園保育料などで、徴収事務の一部を収納課の未収金対策係というところに一時的に移管して、移管終了後、移管をしていたときの移管中の情報も含めて返還される場合など、担当課で収集した情報と、移管中に収集した情報の管理上の区別が付いていなかった点なのですが。担当課と移管先で収集した情報の整理が不明確というような御指摘をいただいております。

こちらに関してなんですが、個人情報の取扱管理簿上で、例えば「担当課が直接収集する情報」と「移管中に収集した情報」のように、項目を別立てにして整理をするなど今検討をしております。移管先が発生する事務で移管している事務というのを、全庁的に整理を進めておりまして、今年度中にどういったふうに行けばいいかという様式の周知なども含めて、対応を図っていきたいというふうに考えております。

続いて②ですけれども、前回の議題にありました秘書課の「叙勲、表彰等に関する事務」の中で、収集する個人情報の記録項目という中のうちで、「所属政党」・「違反」の収集理由についてなんですけれども。

まず、所属政党についてですが、国や県の報告様式の中に記載欄があって、記載要領に基づき収集しているということでした。次に、違反についてですけれども、社会的規範を逸脱するものなどは表彰の推薦が困難であるため、社会的ルールを含めて幅広く違反ということで捉えて収集しているということでした。

前回の審議会における指摘事項に対する確認については、以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

◎4 事務連絡

○事務局・大井田市政情報課長補佐

今回の会議日程につきましては、会議終了後に調整をさせていただきます。

事務連絡は以上でございます。

◎5 閉会

○加藤会長

それでは以上をもちまして、令和5年度第2回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。